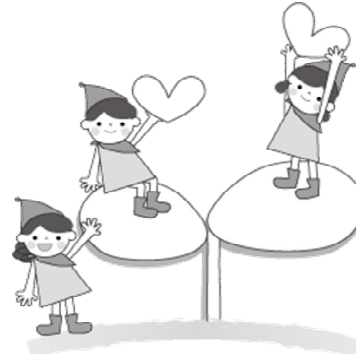


よしのがり ファミリー・サポート・センター



相互援助活動の手引き

ファミリー・サポート・センター



相互援助活動の手引き

もくじ

ファミリー・サポート・センターとは	3
会員になるためには	3
援助の内容	3
ファミリー・サポート・センターのしくみ	4
会員の心得	5
利用料金の基準	6
ファミリー・サポート・センター補償保険	7
ファミリー・サポート・センター援助活動Q&A	8
ファミリー・サポート・センター補償保険Q&A	10
活動にあたって	12
参考資料① 子どもの発達と事故例	13
安全チェックリスト（提供会員）	14
〃（依頼会員）	16
参考資料② チャイルドシート	17
病気やケガへの対応	18
いざ！という時のために	19
参考資料③ 病気やケガが重篤な場合	19

○ファミリー・サポート・センターとは

よしのがりファミリー・サポート・センターは、子育てを援助してほしい人と、子育てを援助したい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって「安心して子育てができるまち吉野ヶ里町」を目指して活動します。

○会員になるためには

よしのがりファミリー・サポート・センターへの入会、登録が必要です。



提供会員

吉野ヶ里町内に居住し、心身ともに健康で子育ての援助活動に理解と熱意がある満20歳以上の人。センターが実施する講習会を受講していただきます。



依頼会員

吉野ヶ里町内に居住し、または町内に勤務する、生後6ヶ月から小学校6年生までの子どもがいる人。



両方会員

提供会員・依頼会員 の両方を兼ねることができます。

○援助の内容

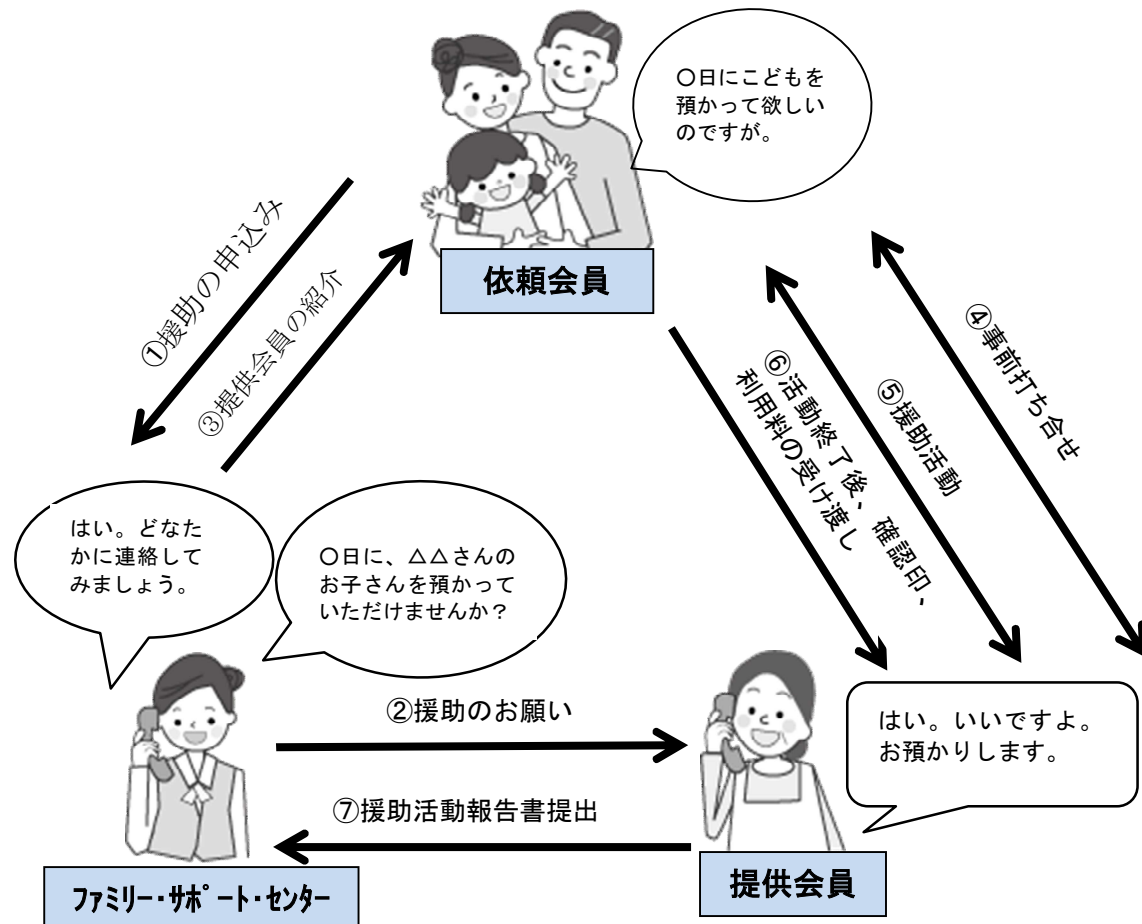
ファミリー・サポート・センターで行われる援助は、軽易かつ短期的で補助的なものになります。急なサポート依頼に関しては対応しきれない場合があります。

- 保育園・幼稚園の開始前・終了後に子どもを預かります。
- 小学校の放課後、放課後児童クラブ終了後に子どもを預かります。
- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブの送り迎えをします。
- 冠婚葬祭や買物、学校行事の時などに子どもを預かります。
- その他、会員の育児に関して必要な援助を行います。

子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅で行い、子どもの宿泊は行いません。また、依頼会員宅での家事援助も行いません。熱が37.5度以上でサポートは打ち切りとなります。風邪やウィルス性の病気、下痢や咳がひどい場合など、病児・病後児のサポートは受けられません。

【ファミリー・サポート・センターのしくみ】

《 会員の心得 》



全 会 員

ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解の上、決まりを守りましょう。

【個人情報の取り扱い】

- ・活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。

【事前打ち合わせ】

- ・援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係のもとに行うものです。事故やトラブルのないよう、事前打ち合わせはお互い十分に行ってください。
- ・事前打ち合わせは、定められた用紙に沿って行ってください。
- ・事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いに確認してください。

【会員証】

- ・活動中は必ず会員証を携帯してください。
- ・紛失や変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。

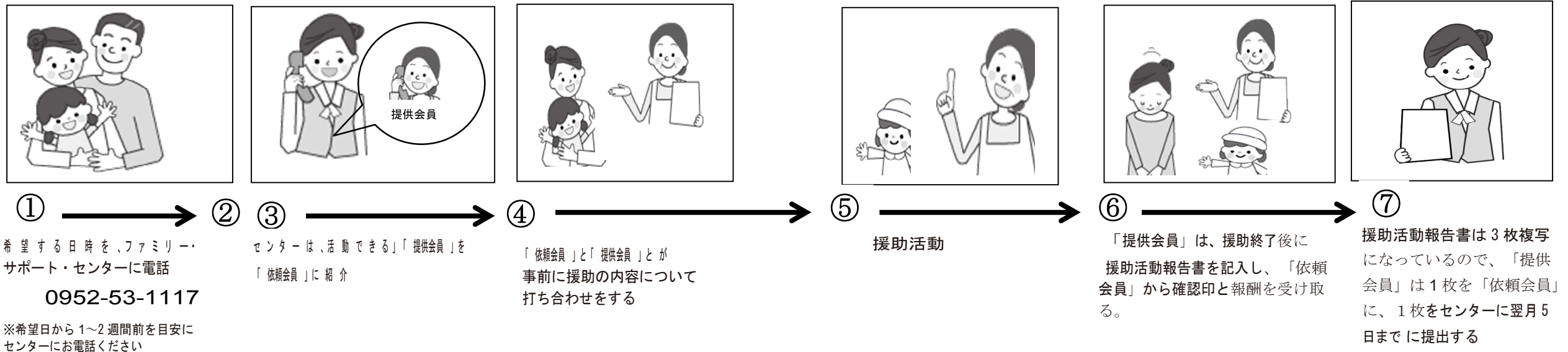
【援助活動】

- ・センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行わないでください。会員から活動依頼の連絡がない時は、事故などが起こった場合、保険の対象になりませんので、ご注意ください。

依頼会員	提供会員
<ol style="list-style-type: none"> 1、安全チェックリストを活用し、援助活動を円滑に進めましょう。 2、依頼した援助内容以外の援助を要求しないでください。 3、約束した時間は必ず守りましょう（開始、終了時間）。 万が一、遅れる場合は、必ず提供会員に連絡しましょう。 4、同じ提供会員に2回目以降、直接依頼をし、引き受けてもらった場合は、依頼会員がセンターへ連絡してください。連絡がないものについては、事故などが起こった場合、保険の対象になりません。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。 2、依頼された援助内容以外のことは行わないでください。 3、活動中に事故が発生したときは、対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡してください。 4、センターへの援助活動報告書の提出のないものについては、保険は適用されません。

※両方会員は、預ける場合と預かる場合がありますので、それぞれの心得を守りましょう。

《 活動の流れ 》



ファミリー・サポート・センター援助活動 Q&A

依頼会員からのよくある質問

Q1 依頼の予定はありませんが、近所の提供会員を紹介してもらえますか？

日時、援助内容が決まっていない状態で提供会員を紹介することはできません。提供会員はできる時にできることをして下さる有償ボランティアです。いつでも、どんな援助内容でも引き受けられるわけではありません。日時、援助内容が決まり次第、早めにセンターに援助の申込みをしてください。

Q2 子どもを知らない人に預けるのが少し不安です。提供会員はどんな方ですか？

年齢、性別、子育て経験の有無など様々ですが「子育てを援助したい」という方々で、全員がファミサポ講習会を受講後、提供会員として活動しています。また、会員同士で事前に打ち合わせを行い、お子さんのことを十分理解してから活動に入るので安心です。

Q3 事前打ち合わせは料金が掛かりますか？

子どもの預かりはしていないので、料金は発生しません。スムーズに打ち合わせができるよう、あらかじめ事前打ち合わせ票は記入しておきましょう。

Q4 送迎の際、誰もいない家に送り届けてほしい、または、小・中学生の兄弟がいるので、その子に引き渡してもらうことはできますか？

預かった子どもの安全を考えれば、依頼会員の自宅であっても誰もいない家に置いていくことや兄弟に託していくことは好ましくありません。「大人から大人へ」子どもを安全に引き渡すことができるよう、援助内容や方法を工夫してみましょう。

Q5 同じ提供会員に次回も預かってほしい。依頼会員が直接提供会員に依頼をしてもいいですか？

はい。直接依頼をして、引き受けてもらった場合は、依頼会員がセンターに日時、預ける子どもの名前、援助内容等を連絡してください。しかし、提供会員の都合が悪い場合も考えられます。その場合は、必要に応じてセンターに援助の申込みをしてください。

提供会員からのよくある質問

Q6 提供会員が子どもを預かっている時に、預かっている子どもを連れて買物に行ってもいいですか？

ファミリー・サポート・センターの活動中に、提供会員が自分の用事を行うことは好ましいことではありません。安心・安全な援助活動を行うためにも、依頼を受けた時間は子どもの預かりに集中してください。

Q7 体調不良で今日引き受けているサポートができそうにありません。この場合、どうしたらいいですか？

速やかに依頼会員に連絡を入れてください。依頼会員の判断によりませんが、知り合いの提供会員を紹介できる場合は紹介しても結構です。その場合はセンターに必ず連絡をしてください。急遽、預かってもらえなくなった依頼会員は大変困ります。家族や自分自身の体調管理をしっかり行いましょう。

Q8 会員登録して以来、援助活動を行ったことがありません。依頼がこないのは何故でしょうか？

依頼会員の依頼内容と合わず、活動依頼がない方もいらっしゃいます。しかし、突然依頼がくることもありますので、その時のために講習会等には参加しましょう。また、ファミサポの活動は仕事ではありませんので、定期的な活動や収入を約束するものではありません。

Q9 我が家には小さい子が遊ぶようなおもちゃがありません。どうしたらいいですか？

購入する必要はありません。依頼会員に子どもが安心するおもちゃを持参してもらうなど事前打ち合わせでよく相談してください。また、講習会や交流会では手作りおもちゃや手遊び、わらべ歌などを紹介していますので、講習会や交流会に積極的にご参加ください。

その他のよくある質問

Q10 個人情報の取扱いについて教えてください。

センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取扱っています。また、取得した個人情報は業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲で利用します。会員は、援助活動中に知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはいけません（要綱第6条）。うっかり知り合いに話してしまった、依頼文や事前打ち合わせ票をどこに置いたか忘れてしまった、ということのないように十分注意しましょう。しかし、活動の中で児童虐待の事実を知ったような場合は、関連機関へ通告する必要があります。

《個人情報とは？》

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日などにより、特定の個人を識別することができる健康状態や財産の状況など、それだけでは誰の情報かわからないものでも、~~個人~~の氏名と一体となっていれば個人情報にあたります。（参照：消費者庁ホームページ）

利用料金の基準

1) 援助活動の報酬

利用日時		基準額 (1時間あたり)
月曜日から 金曜日まで	午前7時から午後7時まで	600円
	上記の時間外	700円
土・日・祝日・12月 29日から翌年の1月 3日までの日	午前7時から午後7時まで	700円
	上記の時間外	800円

※ 同一世帯に属する複数の子供（兄弟姉妹）に対し援助活動を受ける場合は、2人目以上は半額とする。
※ 1時間以内の場合は30分以内は1時間の基準額の半額とし、30分を超えた場合は1時間の基準額とする。
※ 援助開始から最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間とみなす。
※ 送迎活動は、基準額に1回100円を加算する。

2) キャンセル料

内容	取消料金
前日までの取消し	無料
当日の取消し	予定していた利用日時の援助開始から最初の1時間分の基準額
無断での取消し	予定していた利用時間の全額

※キャンセルの場合、依頼会員は提供会員とセンターに速やかに連絡をしてください。

※センター閉庁時にキャンセルや日程変更があった場合は、翌日以降にセンターに連絡をしてください。

3) 実費について

●食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払います。また、依頼会員が特定のを希望する場合は、依頼会員が用意をしてください。

●交通費については、公共交通機関、タクシーを利用した場合は実費とし、依頼会員が支払います。

4) 報酬等の支払い

依頼会員は、その日の援助活動終了後、直ちに援助活動の内容を確認し、報酬および実費を支払わなければなりません。報酬を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。

ファミリー・サポート・センター補償保険

《 補償保険の目的 》

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

①サービス提供会員傷害保険

保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と「依頼会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然なる外来の事故により、「提供会員」が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により20～500万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	3万円（入院中以外15,000円）	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

②賠償責任保険

「提供会員」が保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（「依頼会員」の子どもを含む他人。なお、「提供会員」と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは「提供会員」が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額（補償額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円程度
初期対応費用（1事故につき）	500万円限度
見舞金・見舞品	10万円限度
訴訟対応費用（1事故につき）	1,000万円限度
現金盗難	10万円限度

③依頼子供傷害保険

「依頼会員」の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然なる外来の事故によって傷害を被った場合に、「提供会員」の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により12～300万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	3万円（入院中以外15,000円）	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

ファミリー・サポート・センター補償保険 Q&A

【サービス提供会員傷害保険】

Q1 サービス提供会員傷害保険は、子どもを預ける親（依頼会員）にも適用されますか？

適用されません。サービス提供会員傷害保険は、援助活動中の提供会員のみにも適用される保険です。

Q2 子どもを迎えに行く時、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中でケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

適用されません。サービス提供会員傷害保険が適用されるのは、自宅と依頼会員宅あるいは保育所など依頼会員が指定する場所との通常の経路のみです。

【賠償責任保険】

Q3 提供会員の子どもが、預かった子どもにケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

適用されません。賠償責任保険については、提供会員の監督ミス等で、提供会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものです。提供会員が自身に賠償責任を請求することはありえないからです。

Q4 預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割り、ご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

適用されます。ただし、賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので必ず保険会社に入ってもらいましょう。

Q5 援助活動中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品（お菓子・お花等）についても、保険が適用されますか？

適用されます。賠償責任の有無にかかわらず、社会通念上妥当と思われる子どもへの見舞い等（花・見舞い品）をした場合、支出した金額の実費（限度額 10 万円）が支払われます。ただし、領収書を保管しておいてください。

【依頼子供傷害保険】

Q6 預かった子どもが公園等へ行ってケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

適用されます。ただし、依頼会員がさせてほしくない遊びもありますので、事前打ち合わせでよく話し合ってください。

Q7 援助活動のため、子どもが学校等から提供会員の家へ 1 人で行く途中でケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

学校等から提供会員宅へ通常経路における往復途中において、子どもがケガをした場合に適用されます。また、依頼会員が子どもを提供会員宅へ預けに行く途中、連れて帰る途中も、通常経路における往復途中において適用されます。

【傷害保険・賠償責任保険共通】

Q8 子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されます。送り迎えの手段（自動車・自転車・徒歩）は問いません。しかしながら、賠償責任保険の中に自動車保険は組み込まれていないため、賠償責任保険は適用されません。例えば、提供会員が預かった子どもを自動車に乗せて保育所へ送りに行く途中、提供会員のミスで事故を起こし、自分も子どももケガをした場合、サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、事故の相手方のケガや相手方の車などの物損、提供会員の車の修理について賠償責任保険は適用されません。提供会員自身が加入している自動車保険で対応することになります。

Q9 依頼会員の別居している祖父母が提供会員で、子どもを預かってもらい、子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

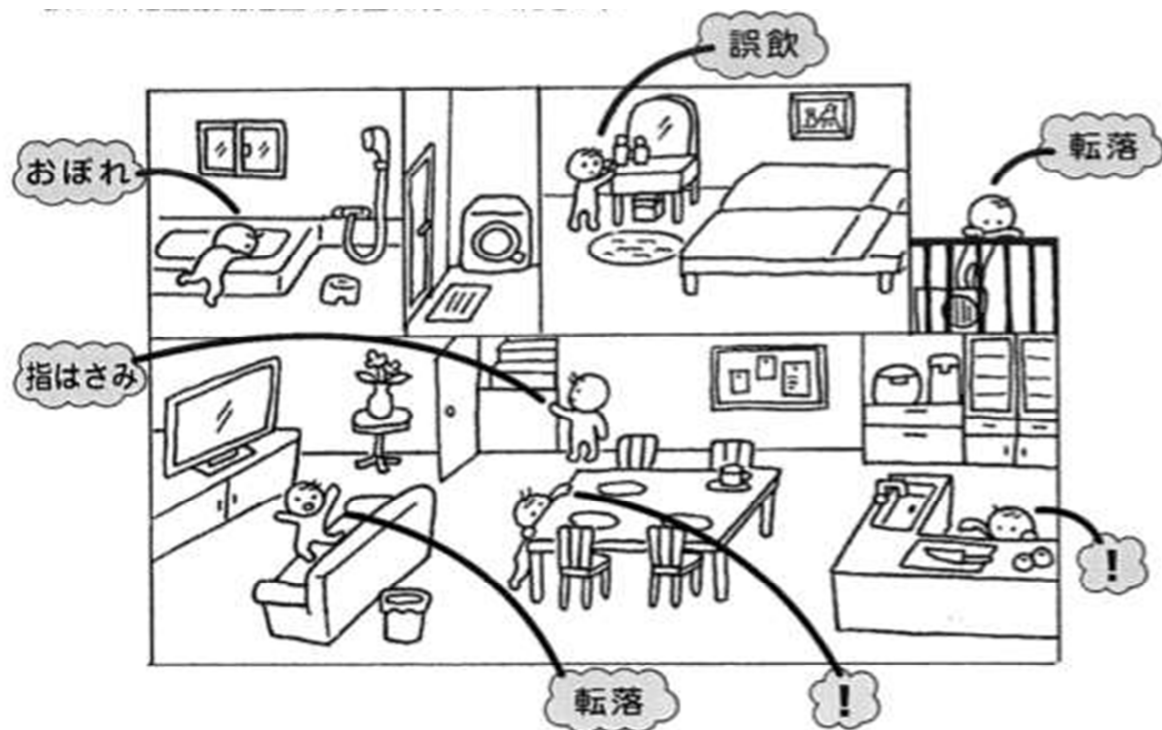
本事業は、親族の手助けを期待できない場合、提供会員に援助をお願いするものですから、親族に預ける場合には援助活動として成立せず、保険は適用されません。

※両方会員が預かる場合は「提供会員」、預ける場合は「依頼会員」とみなします。

活動にあたって

《安全への対応》

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員ひとりひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。



子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をとることがあります。決して目を離さないようにしましょう。

子どもの目線でもう一度確認を！



子どもの目の届くところに危険なものやたばこ、ポットなどを置いていませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。子どもの目線に立ってもう一度確認してみましょう。

家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

事故が起こらないように常に安全に気を配り、階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、活動前は必ず安全チェックリストでまわりの環境を確認しましょう。

参考資料

子どもの発達と事故例

子どもは成長とともに好奇心が増し、行動が活発になります。しかし、危険性を予測できず、思わぬ事故をまねきます。

《0～8 か月頃：ねんね、寝返り、お座りの時期》

- うつぶせの状態でお座りさせていて息をつまらせた。
- ソファにお座りさせていたら転落した。



《9～11 か月頃：はいはい、つかまり立ちの時期》

- 水が入った浴槽に転落した。
- つかまり立ちから転び、テーブルの角に頭をぶつけた。
- おもちゃ・たばこ・薬などを誤って飲みこんだ。

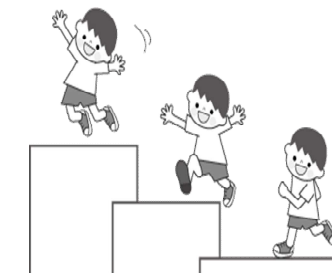


《1～2 歳頃：頻りに歩き回り、走ったり、よじ登ったりする時期》

- ベランダで階下をのぞきこみ転落した。
- なべに手をかけてやけどした。

《3～5 歳頃：跳んだり、走ったりする時期》

- 三輪車に乗っていて転んだ。
- 道路に飛び出して車と接触した。



※月齢とその時期の特徴はあくまでも目安です。

子どもの事故・死亡原因の上位は不慮の事故

事故は大人が少しの気配りをするだけで未然に防げます。「安全な環境づくり」を心がけ、援助活動中は「目を離さない」

注意すべき5つのPoint

- 窒息
- 誤飲
- 転落・転倒
- おぼれ
- やけど

安全チェックリスト

安心・安全な援助活動を行うために、安全チェックリストを参考に会員同士でしっかりと確認しましょう。

提供会員用

■ 室内での保育	
1	階段や段差があるところは、子どもが転落しないための対策をしましょう。
2	ドアがバタンと閉まらないような対策をしましょう。
3	ベランダや窓のそばに、踏み台となるようなものを置かないようにしましょう。
4	暖房器具などは、やけどをしないための対策をしましょう。
5	預かりを行う部屋にペットが入らないようにしましょう。
6	<p>下記のものは子どもの手の届かないところに置きましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● たばこ ● 薬 ● 洗剤 ● 化粧品 ● 硬貨 ● 貴重品 ● ボタン電池 ● マッチやライターなど ● はさみや包丁などの刃物 ● ビニール袋やラップ ● 熱いお茶・ポット・鍋、アイロンなど
7	テーブルクロスの使用は避けましょう。
8	ブラインドの紐は子どもの手の届かない高さでくくっておきましょう。
9	浴室には子どもがひとりでは入れないような対策をしましょう。
10	浴槽や洗濯機、バケツに水を残しておかないようにしましょう。
11	部屋の換気を適切に行いましょう。
■ 乳幼児の世話	
1	子どもを抱いている時は、たばこを吸ったり、熱いものを飲んだりするのはやめましょう。

2	乳幼児をソファやベッドなどの高いところにおいた時は、目を離さないようにしましょう。
3	乳幼児を寝かせる時は、理由がない限り、顔が見えるようあおむけに寝かせましょう。（うつ伏せ寝は避けましょう）
4	敷布団は固めのものを使用しましょう。
5	赤ちゃんの腕や足を強く引っ張らないようにしましょう。
6	赤ちゃんを強く揺さぶらないようにしましょう。
7	おもちゃの安全に注意し、定期的に点検しましょう。
8	子どもがおもちゃで危険な遊びをしていないか確認しましょう。
9	幼児におやつや食事の提供をする時は、おもち・ナッツ類・あめ・こんにやくゼリーなどは避けましょう。
■ 送 迎	
1	体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを使いましょう。
2	子どもを車に乗せる時は、チャイルドロックをしましょう。
3	車のドアやパワーウィンドウを閉める時は、窓から子どもが顔や手を出していないか確認しましょう。
4	子どもを車の中にひとりにしないようにしましょう。
5	子どもと道路を歩く時は、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。
■ 私のチェック項目	
1	
2	
3	
4	
5	

依頼会員用

■ 事前打ち合わせの時	
1	「事前打ち合わせ票」を記入し、提供会員に渡しましょう。
2	援助活動を行う場所や部屋を確認しましょう。
3	子どものアレルギーの有無や気になる場所などは伝えましょう。
4	万が一、災害が起こった場合のお子さんの受け渡しや避難場所などを確認しましょう。
5	園・学校・放課後児童クラブ（学童保育）・おけいこの送迎の場合、送迎先の先生に誰が送迎するかを伝えましょう。
6	車での送迎を依頼する場合、チャイルドシートやジュニアシートの有無を確認しましたか？ 必要に応じて受け渡しをし、取り付け方なども伝えておきましょう。
7	食事の提供を依頼する場合、食事の量の確認や食べなかった場合などの実費について確認しましょう。
8	長時間（概ね4時間以上）の援助活動になる場合は、おやつ、テレビやゲームの時間など、してもよいこと・してほしくないことの確認をしましょう。
■ お子さんを預ける当日	
1	子どもの体調を確認しましょう。
2	子どもの荷物の中に、『緊急連絡カード』を入れておきましょう。
3	預ける際に必要な荷物等、忘れ物はありませんか？
4	子どもの体調不良などの際の緊急連絡方法・連絡先の確認をしましょう。
■ その他	
1	普段から子どもに交通ルールやよその家でのマナーを教えるおきましょう。
■ 私のチェック項目	
1	
2	

< 事前打ち合わせの際に確認しましょう >

- ・援助時間の変更（延長を含む）の可能性があれば具体的に伝えましょう。
- ・報酬の支払い日時の確認をしましょう。
（特に、援助活動終了時に提供会員と会わない場合など）
- ・依頼内容を変更した場合はセンターへ連絡しましょう。

< 援助活動終了時に確認しましょう >

- ・報酬を支払い、援助活動報告書にサインをしましょう。
- ・速やかに精算をするために小銭を用意しておきましょう。
- ・今後も援助を希望する場合はあらかじめ伝えておきましょう。
（ただし、具体的に依頼した場合はセンターにも報告してください）

参考資料

チャイルドシート

送迎の援助活動を依頼する場合、チャイルドシートは原則依頼会員が用意します。

	乳幼児用	幼児用	学童用
体重	13kg 未満	9～18kg	15～36kg
身長	70cm 以下	65～100cm	135cm 以下
年齢	新生児～1歳くらい	1歳～4歳くらい	4歳～10歳くらい
特徴	乳幼児期は首が据わっていないため寝かせるタイプ。後ろ向きに使用する「シートタイプ」と横向きに使用する「ベットタイプ」がある。	幼児の首が据わり、自身で座れることが使いはじめの目安。「前向きシート」として使用。	「座席を上げて背の高さを補う」「腰ベルトの位置を子どもの臀部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにする。 ・背もたれつきタイプ ・ブースタータイプ

2008年から後部座席でもシートベルトの着用が義務付けられました。チャイルドシートを卒業してもシートベルトは着用しなければなりません。チャイルドシートが法律で義務付けられているのは6歳未満の子どもですが、車のシートベルトが着用できるのは、身長135～140cm（小学5年生くらい）に達してからです。子どもが6歳を過ぎて、135～140cmに達するまでの間はチャイルドシート（学童用）を使用しましょう。

（参照・引用：国土交通省ホームページ、JAFホームページ）

病気やケガへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが急に熱を出したり、ケガをするなどの異常が認められた時は、提供会員は落ち着いてまず次の行動をとりましょう。

① 依頼会員に連絡する

子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。落ち着いて、順序良く伝えましょう。



② 依頼会員の指示を受ける

急を要する場合でなければ、まず依頼会員と相談し、対応しましょう。依頼会員は、必要な指示をわかりやすく伝えてください。提供会員の独自の判断で、投薬や医療機関の受診はしないでください。

③ 急を要するケガや病気の場合は 119番へ通報（P17参照）

救急車が来るまでの手当の方法を聞き、それに従ってください。医療機関へ連れて行く際は、必ず『事前打ち合わせ票』を持参してください。



④ センターに連絡する

保険の手続きが必要になる場合もありますので、病気やケガへの対応が済み次第、センターに報告してください。

※場合によっては、119番への通報が先になることもあります。状況により、冷静に判断しましょう。

いざ!という時のために

□ 子どもの体調不良などの場合の緊急連絡先

- 依頼会員の緊急連絡先を確認しておきましょう。

□ 事故・事件などの場合の緊急連絡先

- 平日・土曜日 9時30分～18時
… ファミリー・サポート・センター ☎0952-53-1117
- 上記の時間帯以外、日祝日、12月29日～翌年1月3日
… 吉野ヶ里町役場守衛室 ☎0952-53-1111



参考資料

病気やケガが重篤な場合:119

まず、依頼会員に連絡して、指示を仰ぎます。(P18参照)
急を要する病気やケガの場合には救急車を呼びましょう。

◎救急車の出動を要請

- 1、「救急です」
- 2、住所・氏名・電話番号・目標になる物(建物等)
- 3、子どもの状況(性別、年齢、いつ、どこで、どういうふうに、どうなった)を伝えます。
指示に従い、救急車の到着を待ちます。



- ・救急車を停車させる場所に、救急隊員を案内してくれる人がいるとより迅速です。
- ・救急車が到着するまでには時間がかかります。いざという時のために、講習会等で正しい応急手当法を身につけておきましょう。

吉野ヶ里町（2017年度版）